

# 建築改修工事特記仕様書

## 工事概要

工事名称	鈴鹿工業高専青峰会館屋上防水改修工事		
工事場所	三重県 鈴鹿市 白子町 (鈴鹿工業高等専門学校構内)		
完成期限	平成26年 3月28日(金)		
工事の種類・規模等	棟名称	青峰会館	
	工程	模様替	
	構造・階数	R2	
	建築面積	(371.20) m <sup>2</sup>	
	延べ面積	(743.45) m <sup>2</sup>	
	改修延べ面積	- m <sup>2</sup>	
	延べ面積計	- m <sup>2</sup>	
	改修延べ面積計	- m <sup>2</sup>	
	模様替内容	防水改修	
	工作物等		

## 一般特記事項

- 総則
- この工事の請負者は、独立行政法人国立高等専門学校機構発注工事請負等規則別記第1号の工事請負契約基準、現場説明書、特記仕様書1枚、図面1枚、公共建築工事標準仕様書(統一基準)(建築工事編)(平成25年版)、文部科学省建築工事標準仕様書(特記基準)(平成25年版)、公共建築改修工事標準仕様書(統一基準)(建築工事編)(平成25年版)、文部科学省建築改修工事標準仕様書(特記基準)(平成25年版)及び工事写真撮影要領に基づき工事を施工する。
  - 特記仕様書の適用方法
    - 印で始まる事項及び表中の印の事項は、○印の付した事項のみ適用する。
    - で抹消した章及び項目の当該特記事項は、すべて適用しない。
    - 表中の数字、文字又は記号を記入する事項は、記入してある事項のみ適用する。
    - 特記された材料、製造所、製品名、施工業者等の取扱いは、特記されたもの又は同等品以上のものとする。ただし、同等以上のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
    - 左欄の( )、( )内の数値は、下記の各該当番号を示す。左欄の〈 〉、《 》内の数値は、下記の各該当番号を示す。
      - ( ) - 公共建築工事標準仕様書(統一基準)(建築工事編)(平成25年版)
      - (( )) - 文部科学省建築工事標準仕様書(特記基準)(平成25年版)
      - 〈 〉 - 公共建築改修工事標準仕様書(統一基準)(建築工事編)(平成25年版)
      - 《 》 - 文部科学省建築改修工事標準仕様書(特記基準)(平成25年版)

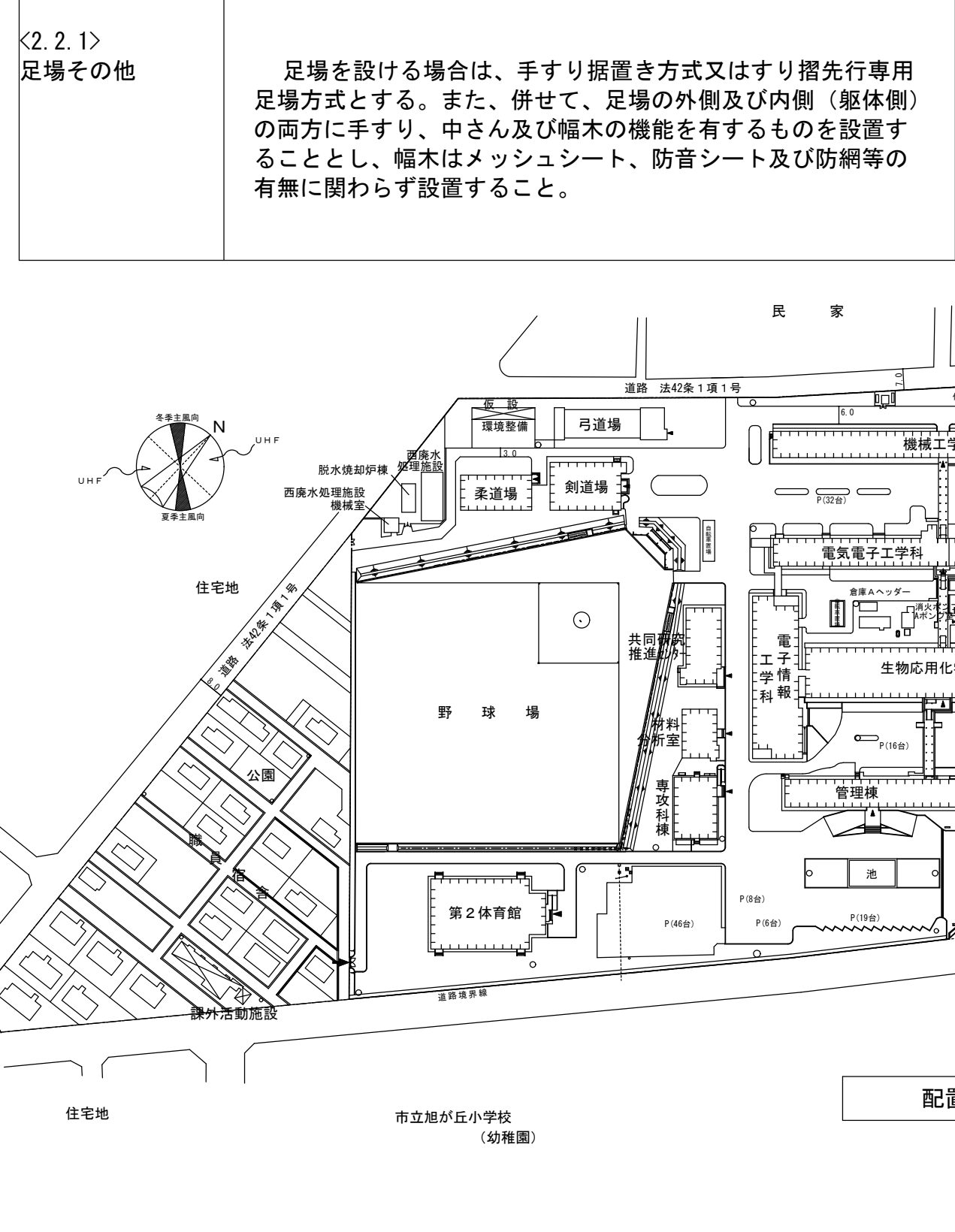
建築基準法に基づき定められた区分等	建築基準法に基づき定められた区分等
風速	$V_0 = 3.4 \text{ m/s}$
積雪区分	Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ
	建造令第1455号 別表 三十二

## 1章 一般共通事項

1.2.1 実施工程表	概成工期 平成26年 3月18日(金)																				
1.3.3 電気保安技術者	この工事現場に下記いずれかの電気保安技術者及び、工用電力設備の保安責任者を選任する。																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>電気保安技術者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 1級電気工事士施工管理技士の資格を有する者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4 旧電気工事技術者検定規定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>6 第1種電気工事士の資格を有する者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7 2級電気工事士施工管理技士の資格を有する者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8 第2種電気工事士(旧電気工事士)以上の資格を有する者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	電気保安技術者	1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	○	2 1級電気工事士施工管理技士の資格を有する者	○	3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	○	4 旧電気工事技術者検定規定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	○	5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	○	6 第1種電気工事士の資格を有する者	○	7 2級電気工事士施工管理技士の資格を有する者	○	8 第2種電気工事士(旧電気工事士)以上の資格を有する者	○	9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者	○
項目名	電気保安技術者																				
1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	○																				
2 1級電気工事士施工管理技士の資格を有する者	○																				
3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	○																				
4 旧電気工事技術者検定規定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	○																				
5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	○																				
6 第1種電気工事士の資格を有する者	○																				
7 2級電気工事士施工管理技士の資格を有する者	○																				
8 第2種電気工事士(旧電気工事士)以上の資格を有する者	○																				
9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者	○																				
1.3.4 工用電力設備の保安責任者	この工事現場には、下記の資格を有する工用電力設備の保安責任者を選任する。																				
1.3.5 施工条件	この工事現場では、次の施工条件による。																				
1.3.8 発生材の処理等	<p>引渡を要するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>品名</li> <li>引渡し先</li> <li>集積場所</li> </ol> <p>特別管理産業廃棄物</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>品名</li> <li>処理方法</li> </ol> <p>現場において再利用を図るもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>品名</li> <li>使用箇所</li> </ol> <p>再資源化を図るもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>品名</li> <li>受入場所</li> <li>搬出に先立ち搬出計画書を作成し、監督職員に提出する。</li> <li>日々の搬出量等を取りまとめた土砂等搬出調査書を作成し、監督職員に提出する。</li> <li>工事発注後に明らかになった事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議する。</li> </ol> <p>関係法令に従い適切に処分するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>品名 全ての発生材</li> </ol> <p>2) 受入場所 知事の許可を得ている処分場</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>搬出に先立ち搬出計画書を作成し、監督職員に提出する。</li> <li>日々の搬出量等を取りまとめた土砂等搬出調査書を作成し、監督職員に提出する。</li> <li>工事発注後に明らかになった事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議する。</li> </ol>																				
1.3.11 施工中の環境保全等	<p>低騒音型・低振動型建設機械の使用</p> <p>本工事においては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関わる規程」(平成9年7月31日 建設省告示第1536号)に基づき国土交通大臣が型式指定を行った低騒音型・低振動型建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難しい場合は、監督職員と協議の上、必要書類を提出するものとする。</p> <p>低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。</p> <p>本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年法律第51号)に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」(平成18年3月17日国土交通省告示第348号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成18年3月17日付け国総施第215号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用出来ない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機器の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																				
排出ガス対策型建設機械																					

1.6.4 工程の施工の確認及び報告	標準仕様書に定めがあるもの以外で、次に示す工程については、施工の確認及び報告を行う工程 備考 防水層の下地 下地が完了した段階																																			
1.6.5 施工の検査等	標準仕様書に定めがあるもの以外で、次について監督職員の検査を受ける。																																			
1.6.7 施工の立会い等	標準仕様書に定めがあるもの以外で、次に示す工事段階及び事項については、監督職員の立会いを受ける。																																			
1.8.2 完成図	<p>完成図の種類及び記入内容は次による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>完成図</th> <th>原図</th> <th>A1・A3</th> <th>各1部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○原図</td> <td>○A3</td> <td>2部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○仮製本</td> <td>・A1</td> <td>1部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○製本</td> <td>○A1</td> <td>1部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○CADデータ</td> <td></td> <td>1部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>施工図</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原図</th> <th>A1</th> <th>1部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○原図</td> <td>○A1</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>○仮製本</td> <td>・A1</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>○CADデータ</td> <td></td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>・朱書訂正図仮製本</td> <td>・A1</td> <td>1部</td> </tr> </tbody> </table> <p>完成図の様式等は次による。</p> <p>作成方法 原図サイズ</p> <p>工事写真帳は(○紙媒体 ○電子媒体)で各1部提出する。完成写真はキャビネ版とし黒表紙、工事名称等は金文字入りとする。なお、完成写真には撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付する。</p> <p>本工事は、次の書類について電子納品の対象とする。</p> <p>貸与する設計図のCADデータ著作権者名:総務課施設係 ファイル形式:JWW 貸与条件:貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用しないこと。</p> <p>提出方法:</p> <p>1.8.3 保全に関する資料</p> <p>保全に関する資料 提出部数 ○ 2部</p>	完成図	原図	A1・A3	各1部	○原図	○A3	2部		○仮製本	・A1	1部		○製本	○A1	1部		○CADデータ		1部		原図	A1	1部	○原図	○A1	1部	○仮製本	・A1	1部	○CADデータ		1部	・朱書訂正図仮製本	・A1	1部
完成図	原図	A1・A3	各1部																																	
○原図	○A3	2部																																		
○仮製本	・A1	1部																																		
○製本	○A1	1部																																		
○CADデータ		1部																																		
原図	A1	1部																																		
○原図	○A1	1部																																		
○仮製本	・A1	1部																																		
○CADデータ		1部																																		
・朱書訂正図仮製本	・A1	1部																																		
2章 仮設工事																																				
2.2.1 足場その他	足場を設ける場合は、手すり据置き方式又はすり指先行専用足場方式とする。また、併せて、足場の外側及び内側(躯体側)の両方に手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置することとし、幅木はメッシュシート、防音シート及び防網等の有無に関わらず設置すること。																																			

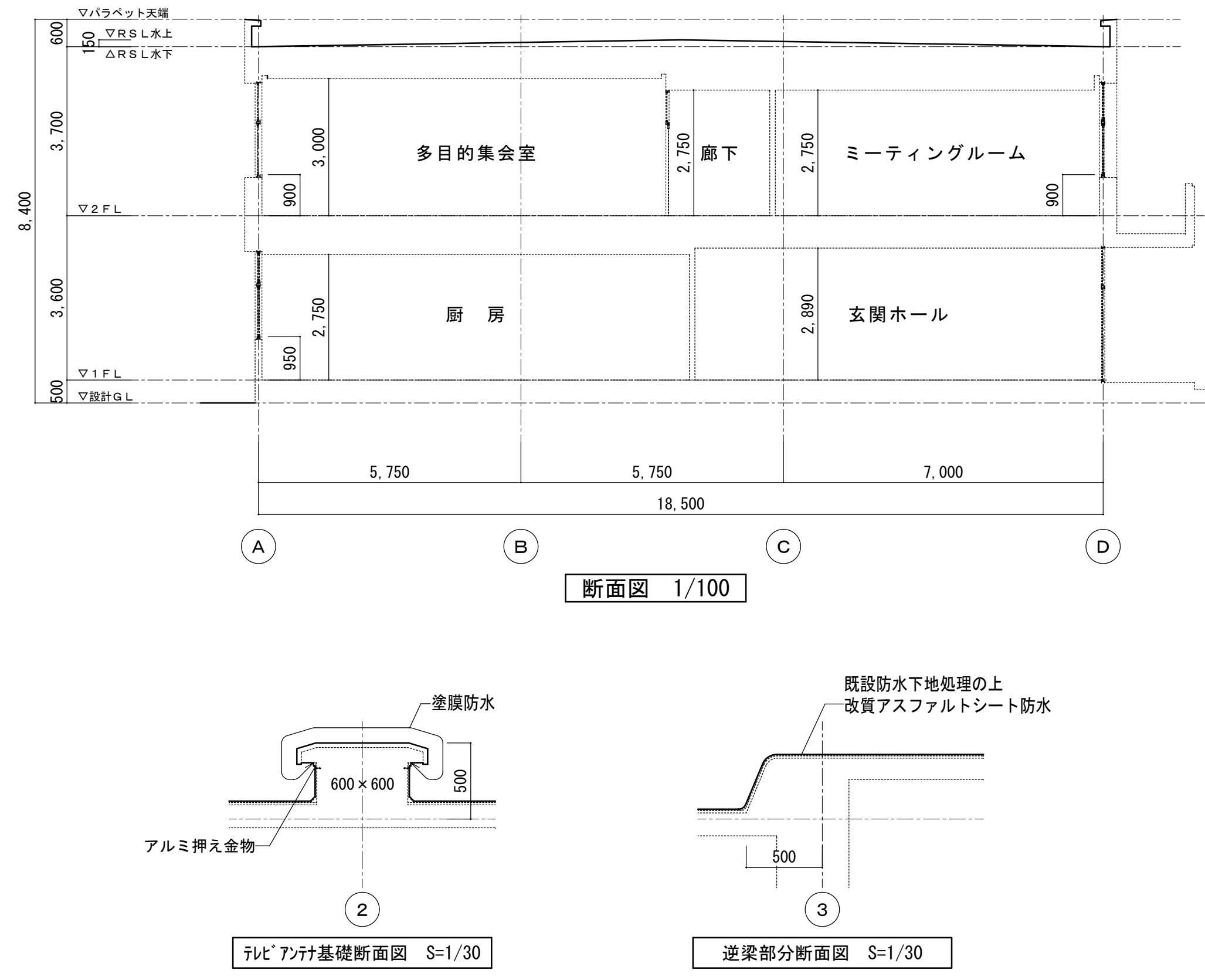
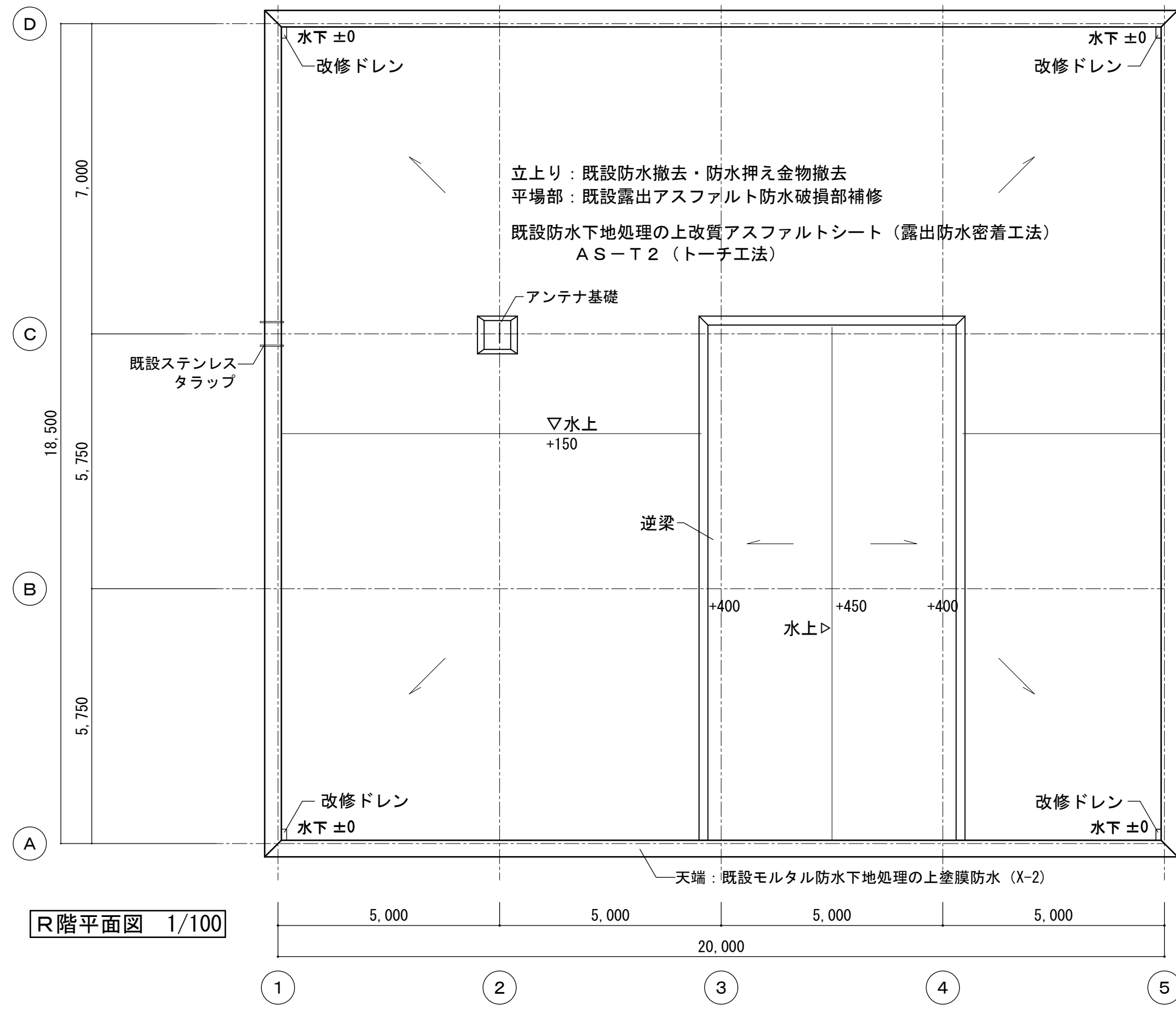
## 2章 仮設工事



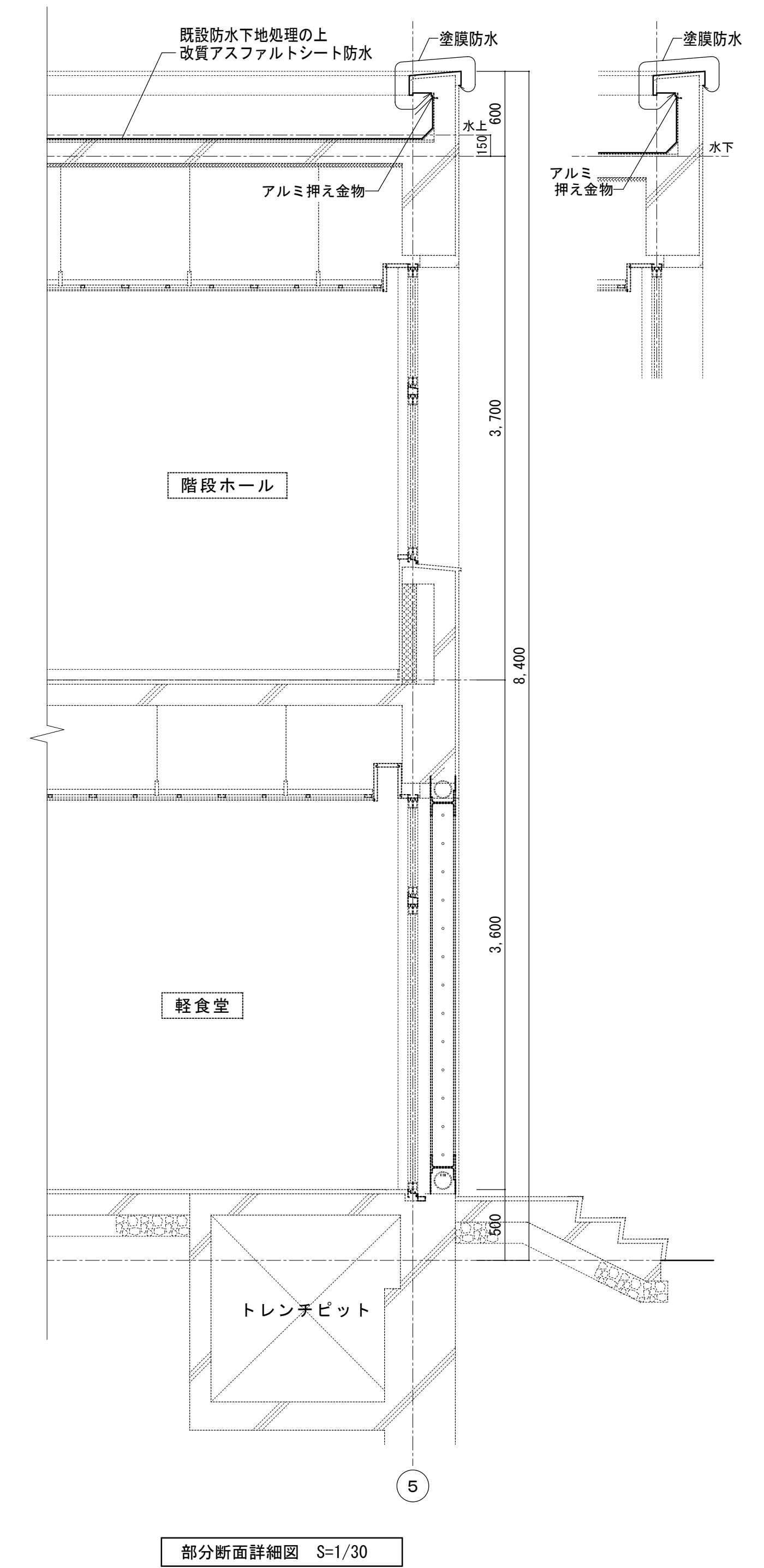
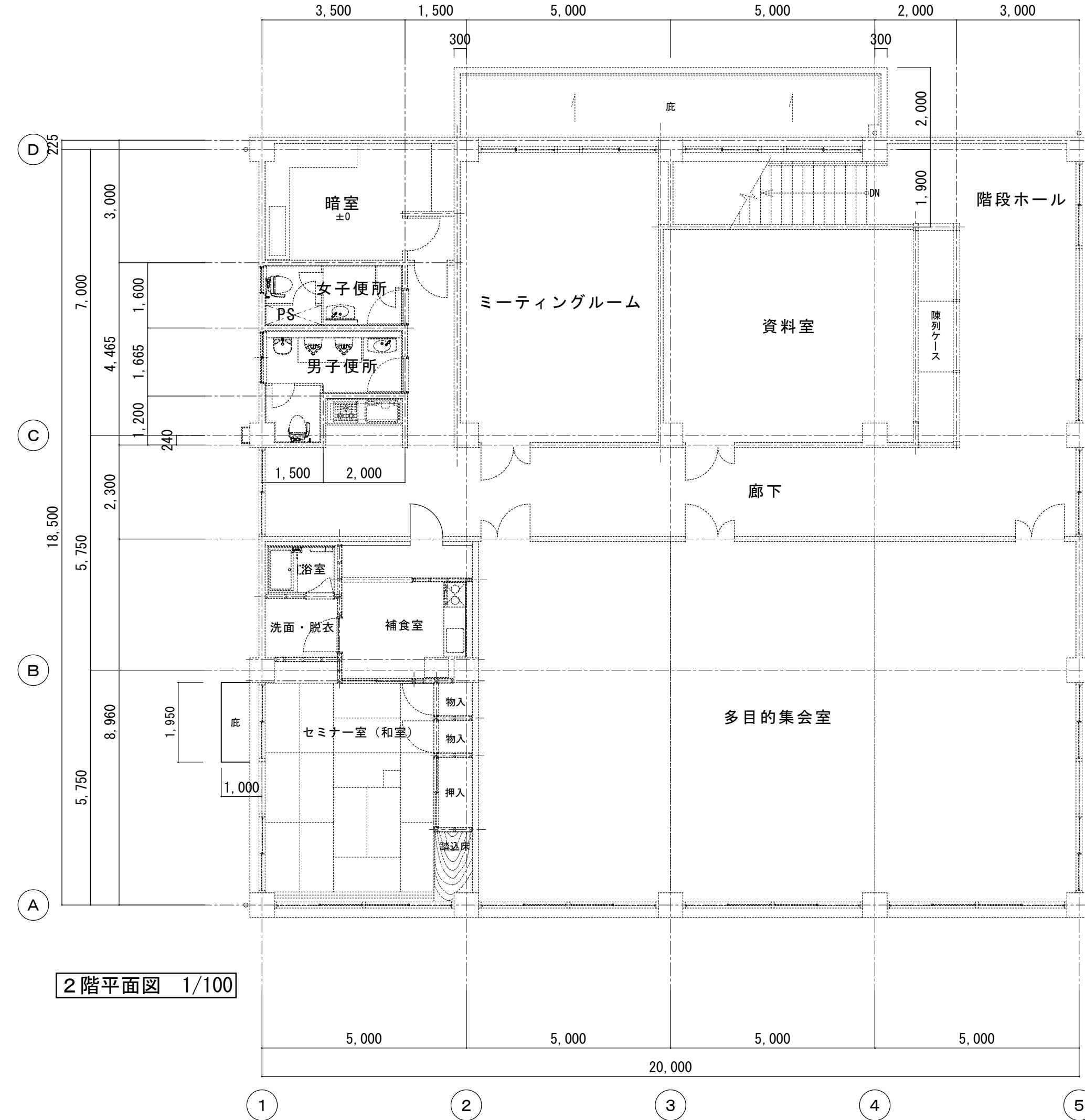
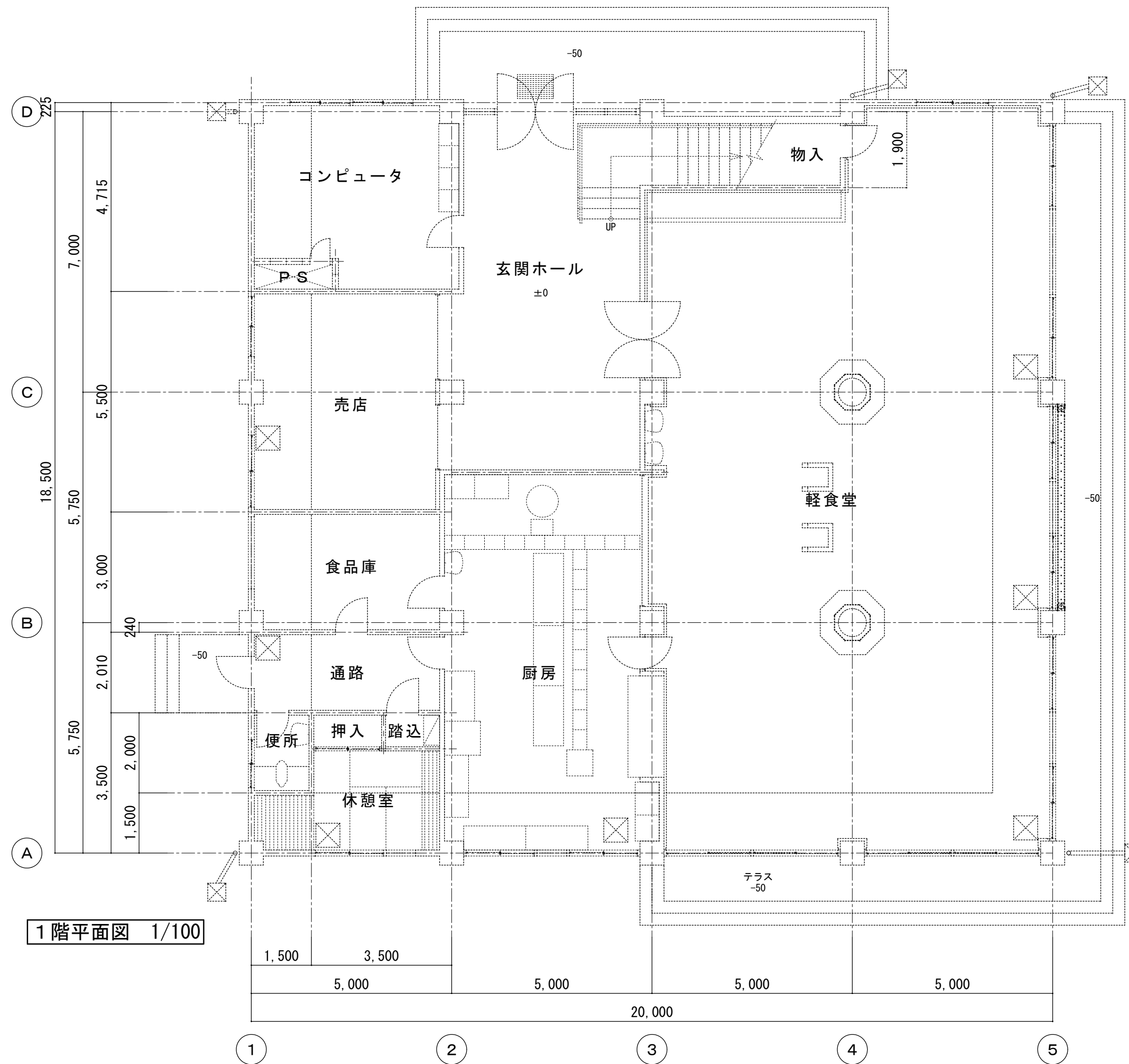
3章 防水改修工事	
3.1.4 改修工法の種類及び工程	防水改修工法の種類 M4AS・L4X 工法 シーリング改修工法の種類 工法
3.2.5 ルーフドレン回りの処理	改修ドレン ○設ける
3.2.6 既存下地の補修及び処置	既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去 行う
3.3.3 種別及び工程	アスファルト防水層の種類 種別 施工箇所
3.4.3 種別及び工程	改質アスファルトシート防水層の種類 種別 施工箇所 AS-T2 屋上
3.6.3 種別及び工程	塗膜防水の防水層の種類 種別 施工箇所 X-2 パラペット、アンテナ基礎、庇

記事	等 鈴鹿工業高専	事務部長	総務課長	課長補佐	施設係長	担当	工事名称	日付	総数
							鈴鹿工業高専青峰会館屋上防水改修工事	平成25年12月	1/2
							図面名称	縮尺	番号
							建築改修工事特記仕様書・配置図	1/2000	A-01

※A3版の場合は50%縮尺とする



外部仕上表		
場所	区分	仕上
屋根(R階)	改修前	露出アスファルト防水 B種(砂付ルーフィング)【破損部補修:20%程度】
	改修後	既設防水下地処理の上改質アスファルトシート防水(AS-T2)(トーチ工法) 仕上げ塗料塗り:カラー
パラペット	改修前	立上り:露出アスファルト防水【撤去】 防水押え金物【撤去】 天端:防水モルタル塗り
	改修後	立上り:改質アスファルトシート防水(AS-T2) 仕上げ塗料:カラー 天端:塗膜防水(X-2) 仕上げ塗料:カラー
ルーフドレン	改修前	鋳鉄製100φ(横引)コールドール焼付【撤去】
	改修後	改修ドレン 90φ横
庇	改修前	防水モルタル塗り
	改修後	塗膜防水(X-2) 仕上げ塗料:カラー



記 事	等 専 門 学 校	鈴 鹿 工 業 高	事 務 部 長	総 務 課 長	課 長 補 佐	施 設 係 長	担 当	工 事 名 称	日 付	総 数
								鈴鹿工業高専青峰会館屋上防水改修工事	平成25年12月	2/2
								図 面 名 称	縮 尺	番 号
								外部仕上表・平面図・断面図・断面詳細図	1/30・100	A-02

※A3版の場合は50%縮尺とする